

# 保留児童は、隠れ待機児童じゃないか!! 入れないことには変わらない。 働く時間によって分けて、意味と意義があるのか?



## 保育児童と待機児童の違い ~横浜市の例~

① **保留児童**  
認可保育所等へ入園を希望したが、入れなかった子ども

② 保護者の保育ニーズに合わせて以下を案内  
・横浜保育園  
・川崎認定保育園  
・幼稚園預かり保育  
・一時保育  
・一時預かり  
・年度限定型保育事業  
・助成対象の事業所内保育

③ 更に以下条件を除く  
・育休取得中  
・自宅を求職活動中  
・特定の保育所等のみ希望

④ **待機児童**  
先のいずれの条件にも該当しない子ども

①-②-③=④



神奈川県議員 山口ゆう子の考察

神奈川県全体も横浜市も見ての通り、保留児童において保育短時間保育が占める割合が大きい。

## 平成28年度横浜市の保留児童 ワーストランキング

- 1位：港北区・・・564人
- 2位：鶴見区・・・381人
- 3位：神奈川区・・・325人
- 4位：戸塚区・・・255人
- 5位：青葉区・・・232人
- 6位：磯子区・・・180人
- 7位：都筑区・・・148人
- 8位：西区・・・130人
- 8位：保土ヶ谷区・・・130人
- 10位：旭区・・・125人

◆実際は区によって子どもの数が違うわけで、単純比較すると大きな区がワースト上位にきます。

※横浜市の発表資料より

平成28年4月1日 <u>神奈川県全体をみると</u>	市町村が認めた 保育を必要とする 人数 (支給認定者数)	支給認定者のうち 実際に申し込んだ 人数 (申込者数)	実際に入れた 人数(入所者数)	保留児童数	待機児童数
	①	②	③	④=②-③	⑤
合計人数	141,914	134,378	125,861	8,517	497
<b>標準時間</b>	124,697	119,488	113,896	5,592	299
保育を必要とする 人数(119,488) に占める割合	—	—	<b>95.3%</b>	<b>4.7%</b>	0.3%
<b>短時間</b>	17,217	14,890	11,965	2,925	198
保育を必要とする 人数(14,898)に 占める割合	—	—	<b>80.4%</b>	<b>19.6%</b>	1.3%

※標準時間と短時間の区分別の認定データが未整理の団体(相模原市)を除いて集計

平成28年4月1日 <u>横浜市だけでみると</u>	市町村が認めた 保育を必要とする 人数	支給認定者のうち 実際に申し込んだ 人数	実際に入れた 人数(入所者数)	保留児童数	待機児童数
	①	②	③	④=②-③	⑤
合計人数	69,174	61,873	58,756	3,117	7
<b>標準時間</b>	58,877	53,881	52,114	1,767	7
保育を必要とする 人数(53,881)に 占める割合	—	—	<b>96.7%</b>	<b>3.3%</b>	0.1%未満
<b>短時間</b>	10,297	7,992	6,642	1,350	0
保育を必要とする 人数(7,992)に	—	—	<b>83.1%</b>	<b>16.9%</b>	0.0%

### 神奈川県の課題

1. 保育標準時間と短時間では保育料の利用者負担はあまり差がない。分けることのメリットは保護者側は少ない。また事業者側も事務負担も大きい。また、明確な区分は自治体の判断になり、自治体担当者の負担が大きい。**県は各自治体の負担を調査し、この区分の統合を国に提言すべきである。**
2. 地域型保育所が足りないことは、明々白々であるが、同時に保育士が足りないことがその要因でもある。県は、とにかく保育士確保に今以上に「知恵」と「新しい一手」を投じるべきである。

◆標準・短時間(週30時間)以上(通勤時間等を含む)の保育を必要とする場合、保育標準時間に、それ未満であれば保育短時間に認定されます。



家族を介護しなくてはならない人は、どのように保育が優先順位になるのか？ そこが知りたい!!

(横浜市・川崎市・鎌倉市の場合)

	居宅外労働		(親族の)介護		居宅外就労+介護のケース
横浜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 20 日以上かつ週 40 時間以上</li> <li>・月 20 日以上かつ週 35 時間以上 40 時間未満</li> <li>・月 16 日以上かつ週 24 時間以上</li> <li>・月 16 日以上かつ週 16 時間以上 24 時間未満</li> <li>・月 16 日以上かつ週 28 時間以上の労働内定</li> <li>・月 16 日以上かつ週 16 時間以上 28 時間未満の労働内定</li> </ul>	A B C D E F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臥床者、重度心身障害者の介護等のため、月 20 日以上かつ週 40 時間以上の保育が困難</li> <li>・ 病人や障害者の介護等のため、月 16 日以上かつ週 28 時間以上の保育が困難</li> <li>・ 病人や障害者の介護等のため、月 16 日以上かつ週 16 時間以上 28 時間未満の保育が困難</li> </ul>	A C F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅外労働と介護の時間の合算無し</li> <li>・ 同一ランク内の優先順位について、介護の加算有り</li> </ul> <p><b>同一のランクで評価された方は、介護をしている人に優位な加算がある。</b></p>
川崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月 140 時間以上</li> <li>・ 月 120 時間以上 140 時間未満</li> <li>・ 月 100 時間以上 120 時間未満</li> <li>・ 月 80 時間以上 100 時間未満</li> <li>・ 月 64 時間以上 80 時間未満</li> <li>・ 就労先確定</li> </ul>	A B C D E F	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等居宅外での介護（介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の区分を準用）</li> <li>・ 居宅内での介護（通院・通所に要する時間を含め介護に要する日数及び時間をもとに、居宅外労働の区分を準用）</li> </ul>	A ~ E  A ~ E	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅外労働と介護の時間の合算有り（最高ランクA）</li> <li>・ 同一ランクの場合の優先順位について、介護の加算無し</li> </ul> <p><b>同一のランクで評価された方は、就労実績等個別事情で評価される。</b></p>
鎌倉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月 20 日以上かつ日 7 時間以上</li> <li>・ 月 20 日以上かつ日 5 時間以上 7 時間未満</li> <li>・ 月 15 日以上 20 日未満かつ日 7 時間以上</li> <li>・ 上記に該当しないが、月 64 時間以上</li> <li>・ 就労内定者</li> </ul>	10 9 8 7 6	介護・看護（入院） ※居宅外労働の区分を準用  介護・看護（自宅） ※居宅内労働の基準を準用	10 ~ 7  9 ~ 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅外労働と介護の時間の合算有り（最高 10 点）</li> <li>・ 同居親族を常時介護している者には<b>加点有（介護区分以外の申請者に限る。）</b></li> </ul> <p><b>合算で最高 10 点だが、同一点で並んだ場合、介護区分以外の申請者で同居親族を常時介護をしている方には優位な加点がある。</b></p>

横浜市との違いは  
横断的な働き方を  
変えている人に  
配慮している。

事務所 山口ゆかり 検索

〒224-0041  
横浜市都筑区仲町台 1-23-13  
TEL:045-948-3465  
PC ｱﾄﾞﾚｽ:change@yuko-yamaguchi.com  
iPad ｱﾄﾞﾚｽ:yuko@i.softbank.jp



保育を必要とされている方は、ひとり親家庭だったり、障害を抱えていたり、生活中心者が失業されたり、育児休業のため、認可保育所・認定こども園を一時退所されて再度利用したい等、世帯状況は様々です。今回は、家族を介護している方にフォーカスしましたが、組合せの複雑さや加点方式など複雑怪奇と言わざるをえません。『**どうして、わが子が待機児童になったのか。』『どんな条件の方に負けたのか?』**様々な不満がある事は事実です。どこまでの情報公開があればよいのか検証すべきではないでしょうか・・・山口ゆう子は強く考えます。